

9月1日
本日から

重大事故の防止と 人の命を守るため 生活道路の法定速度が30km/hに

市長 記者会見資料

8 . 9 . 1

自転車推進課

城下町ならではの道路事情 いつもの道の法定速度が変わります

法定速度の改定

速度規制のない全ての道路

昨日 (8/31) まで

法定速度 60km/h



速度規制のない生活道路

本日 (9/1) から

法定速度 30km/h

生活道路はこんな道

- ・ 地域の住民が、日常生活に利用する道路
- ・ 中央線(センターライン)の無い、比較的狭い道路

▼松本ならではの 特に注意▼

- ・ 【対象】城下町特有の一方通行の小路
- ・ 【対象】抜け道に利用されがちな田畑の道路



◆ 一方通行の道路(城東)



◆ 田畑の中の道路(波田)

通行のポイント

- ▶ 指定の表示は従う
生活道路でも、道路標識等による最高速度の指定が優先



- ▶ 引き続き60km/hの道
 - ・ 中央線や車両通行帯がある道路
 - ・ 自動車専用道路 など

